

「ともいきの国 伊勢忍者キングダム」施設内通貨利用規約

第1条（総則）

本規約は、みんなで伊勢を良くし本気で日本と世界を変える人達が集まる株式会社（旧 伊勢安土桃山城下街株式会社。以下、「運営会社」という。）が運営する「ともいきの国 伊勢忍者キングダム」（以下、「当施設」という。）が発行する施設内通貨（以下、「ともいき通貨」という。）について規定するもので、ともいき通貨を利用する場合は、必ず本規約が適用される。

第2条（目的）

施設内通貨を導入することにより、当施設を利用される方々が、あくまでもお遊び感覚で、よりお楽しみ頂ける環境づくり及びサービスの充実を図ります。

第3条（ともいき通貨の定義）

ともいき通貨を以下の通り定義する。

- ①当施設が発行した通貨（紙幣及び電子データ等）のことを言う。
- ②単位を「両」とする。
- ③1両=1円に相当するものとする。
- ④使用有効期限はないものとする。
- ⑤当施設と関係する事について、利用する場合にのみ価値を発揮する。

第4条（ともいき通貨の利用範囲）

ともいき通貨の利用範囲は以下とする。

- ①ともいき通貨は当施設に関する物やサービスと交換する場合にのみ利用することができる。また、物やサービスと交換する際に、ともいき通貨は法定通貨とのみ併用して利用することができる。但し、物やサービスを交換した際にともいき通貨が原因によりに生じる余剰額分については、ともいき通貨及び円やドル等の法定通貨でのおつりは発生しないものとする。
- ②ともいき通貨は当施設が指定する「ともいき通貨両替所」でのみ、紙幣から電子データ或いは電子データから紙幣に変換することができる。但し、1両単位のものは紙幣に変換できないものとする。
- ③ともいき通貨は法定通貨等の公的強制通用力を有する通貨と交換できないものとする。
- ④当施設が認知及び関与しないところでのともいき通貨を利用することはできない。

第5条（ともいき通貨の入手方法）

当施設により各種定められた条件を満たした場合に、それ相当額のともいき通貨が付与される。

第6条（禁止事項）

ともいき通貨について以下の事項を禁止する。

- ①ともいき通貨の偽造及び模倣物を作ってはならない。また当施設において、当施設が発行した通貨以外の通貨（法定通貨は除く）を利用してはならない。
- ②ともいき通貨を法定通貨等の公的強制通用力を有する通貨及び当施設に関係無いものと交換してはならない。
- ③当施設が認知、関与及び許可しないところで、ともいき通貨について他者と或いは他者に交換・貸与・売買・譲渡・贈与等の所有権或いは支配権に影響を及ぼす行為をしてはならない。
- ④当施設が認知、関与及び許可しないところで、ともいき通貨を処分してはならない。

⑤本規約の第3条及び第4条に定める利用範囲を超えた行為をしてはならない。

第7条（罰則規定）

前条の禁止事項に該当した場合、当施設はその該当者に対して注意勧告及び指導を行うことができる。また、当施設の裁量によって悪質だと判断された場合、その該当者に対して当施設の出入り禁止及びともいき通貨の全額没収或いはその行為によって生じた当施設の損害額分を請求する又はその両方を行使することができる。

第8条（善管注意義務）

ともいき通貨を利用する者は、その紙幣並びに電子データを善良な管理者の立場で、個人で管理及び保管する義務がある。

第9条（責任帰属）

ともいき通貨における、以下の事項について起きるトラブル等の問題について当施設並びに運営会社は一切責任を負わない。

- ①本規約の第5条に定める禁止事項を行ったことにより生じた個人、団体等のお客様同士のトラブル。
- ②ともいき通貨を紛失・盗難・他者に使われるなどして失った場合のトラブル。
- ③前条に定める善管注意義務を怠ることにより、ともいき通貨紙幣の原型が著しく損なわれ、ともいき通貨としての本来の利用或いは価値が発揮できなくなった場合のトラブル。
- ④当施設が認知及び関与しないところで起きるトラブル。

第10条（規約更新）

本規約は何の予告も無く内容を更新する場合がある。

第11条（規約遵守）

ともいき通貨を利用する者は、本規約内容を遵守する義務があることを十分に承知した上でともいき通貨を利用するものとする。

第12条（その他）

当施設は本規約に定められていない事項について都度協議及び検討を行い、より快適にともいき通貨を利用できるように最善を尽くす。

以上